

# 戸田市給水装置工事施行基準の新旧対照表

2

## 第2条 用語の定義

(6) 導・送水管

深井戸等の取水施設から配水施設までの管を導水管といい、給水引込管の分岐を許可しない送水のみを目的とした口径350mm以上の管を送水管という。

19

## 第11条 給水装置の器具機材

給水装置器具機材（以下「具機材」という。）は、第10条で定めた構造及び材質であって、適切な場所に使用することとし、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規格品(2) 認証品

22

## 第12条 給水装置工事材料の主な種類

給水装置工事材料の主な種類は、次の各号に区分するものとする。

(1) 管及び継手類(2) 水栓類(3) バルブ類(4) 機器類(5) ユニット類(6) 補助材料(7) メーターボックス、止水栓ボックス類

1

## 第2条 用語の定義

(6) 導水管

深井戸等の取水施設の原水を浄水施設まで送るための管を導水管をいう。

(7) 送水管

深井戸等の取水施設から配水施設までの管を導水管といい、給水引込管の分岐を許可しない送水のみを目的とした口径350mm以上の管を送水管という。

(9) 連合管

配水管からの分岐部を起点として、水道使用者等が公道または私道に縦断して敷設した管で複数の分岐のあるものを連合管という。

(10) 管理者

「戸田市上下水道事業管理者（戸田市水道事業 戸田市長）」をいう。

6

## 第11条 給水装置の器具機材

給水装置器具機材（以下「器具機材」という。）は、基準第10条で定めた構造及び材質であって、適切な場所に使用することとし、次の各号に掲げるものとする。

## 1 自己認証

## 2 第三者認証

## 3 JIS認証

## 4 日水協検査

8

## 第12条 給水装置工事材料の主な種類

給水装置工事材料の主な種類は、次の各号に区分するものとする。

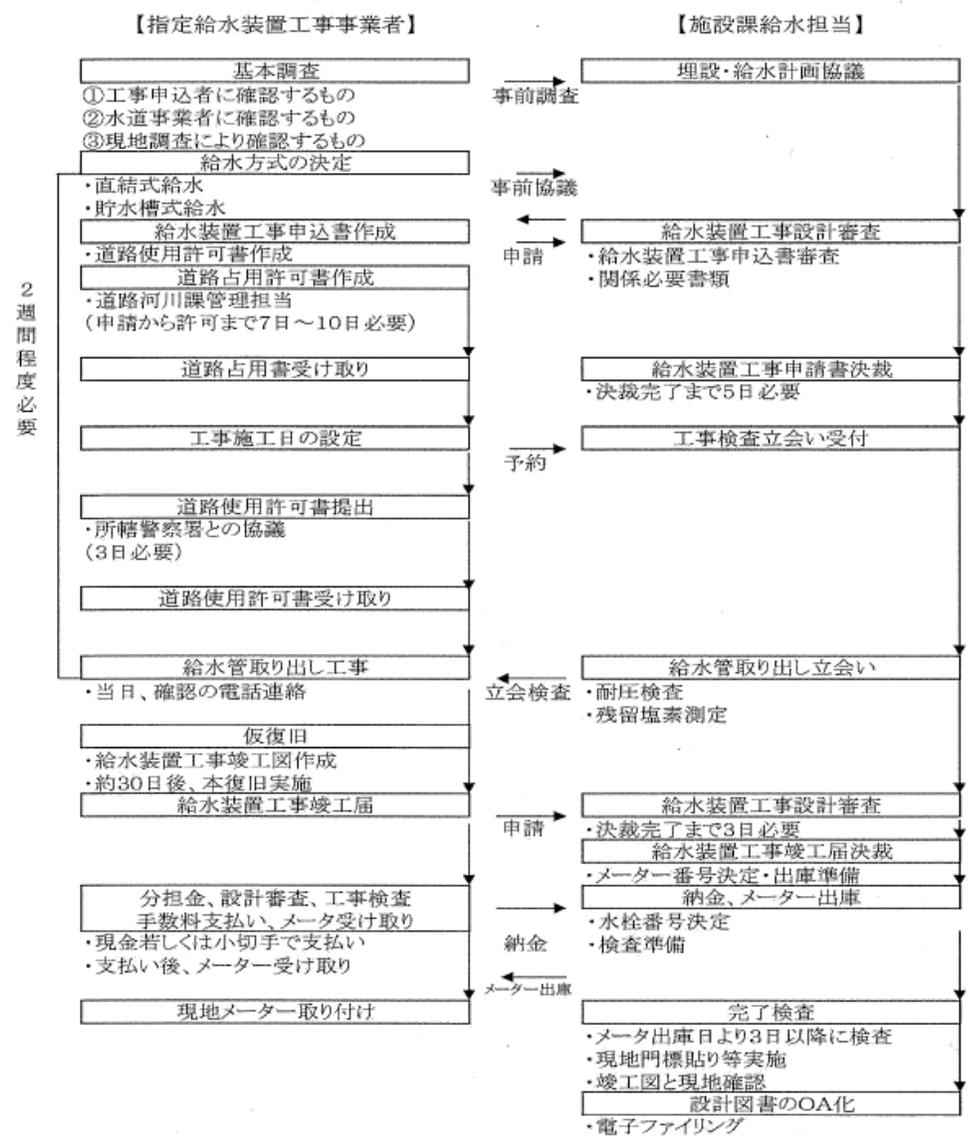
## 1 管類

## 2 継手類

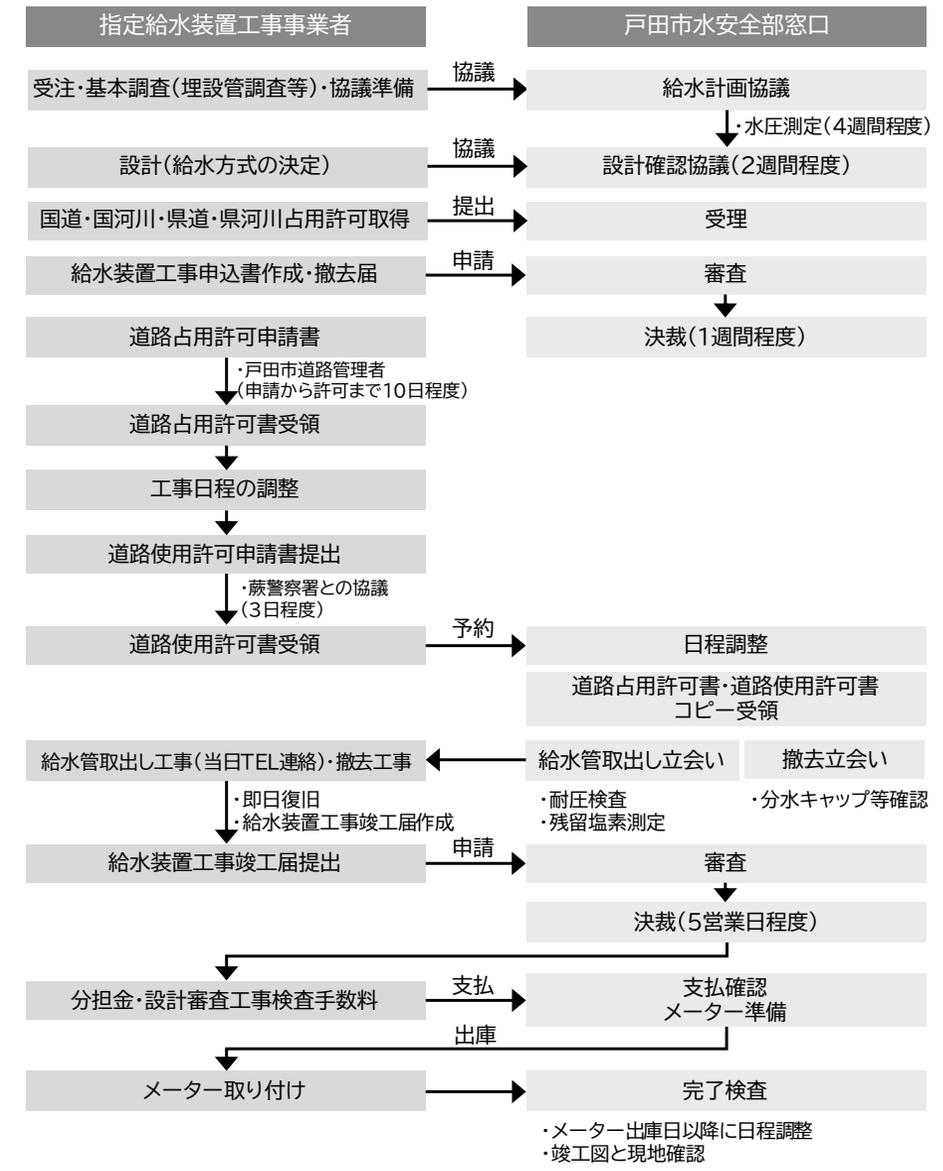
## 3 弁・栓類

## 4 その他

25 第13条 給水装置工事フロー



9 第13条 給水装置工事フロー



26

## 第14条 申込書及び関係書類の提出

- (1) 宅地開発事前協議時
- ① 事業計画事前協議書
  - ② 事業施設計画書
  - ③ 案内図
  - ④ 土地利用計画図
  - ⑤ 給水系統図
  - ⑥ 配管系統図
  - ⑦ 建物平面図
  - ⑧ 建物立面図
  - ⑨ 受水槽承認図及び受水槽配管詳細図
  - ⑩ 直結給水設計協議審査結果通知書【第4号様式（第12条関係）】
  - ⑪ その他必要とする図面等
- (2) 直結給水装置工事申込時
- ⑧ 減圧式逆流防止器定期点検報告書【第8号様式（第7条関係）】

10

## 第14条 申込書及び関係書類の提出

- (1) 戸田市宅地開発事業等指導条例に準じた協議時  
戸田市宅地開発事業等指導条例技術基準（建築住宅課ホームページ参照）
- (2) 直結給水装置工事申込時(基準第2編第2章)
- ⑧ 削除
- (3) 特定住宅申込時（2部）（特定住宅における水道の給水に関する特別措置規程）
- ① 特定住宅認定申請書（第1号様式（第4条関係））
  - ② 特定住宅の水道に関する契約書（第3号様式（第7条関係））
  - ③ 同意書
  - ④ 特定住宅管理人・代理人選任届出書
  - ⑤ オートロック解除方法届
  - ⑥ 案内図
  - ⑦ 配管系統図
  - ⑧ 屋外配管図
  - ⑨ 各階平面図
  - ⑩ 部屋番号一覧表
  - ⑪ メーター一部分拡大図
  - ⑫ 受水槽承認図

- 2 (3) 給水装置工事申込時  
④ 建築確認済証の写し（新設の場合）

(4) 給水装置工事完了時

- (5) 給水装置撤去工事申込時  
② 量水器返却受付簿

(6) その他

- ① 水道使用開始・休止（精算）届出書【第5号様式（第10条関係）】  
② 給水用途変更申請書【第6号様式（第10条関係）】  
③ 給水装置所有者名義人変更届【第7号様式（第10条関係）】  
④ その他必要書類

- 2 (4) 給水装置工事申込時  
④ 建築確認済証（表紙～3面まで）の写し  
⑤ その他必要書類

(7) 給水装置工事完了時

- (5) 給水装置撤去工事申込時  
② 給水装置工事計画書

(6) その他

- ① 削除  
② 削除  
① 給水装置所有者名義人変更届（第7号様式（第10条関係））  
② その他必要書類

## 34 第19条 工事完了時の提出書類

指定給水装置工事事業者は、工事完了後、速やかに給水装置工事しゅん工届を管理者に提出しなければならない。

## 39 第21条 基本調査

## 41 第22条 給水装置の設置

給水装置の引込みは1敷地、1引込みを原則とするが、特例として、将来的な分筆予定を含む1敷地における2建物（2世帯）への給水装置の引込みは、2引込みを認める。

## 43 第23条 給水方式の決定

2 配水管と給水用具を直結し、配水管の水圧を利用して2階建ての建物まで直圧給水する方式と、配水管からの水道水を一度水槽その他（以下「貯水槽」という。）に受け、その貯水槽から給水する方式とを総称して、本基準では「一般給水」方式と称する。

5 本基準の「直結給水」方式とは、3階建て建物への「直結直圧給水」方式と、4階建て以上の建物への「直結増圧給水」方式との総称である。

## 20 第19条 工事完了時の提出書類

指定給水装置工事事業者は、工事完了後、給水装置工事しゅん工届を提出する。提出にあたっては事前に現地確認のうえで、正確かつ容易に理解できるよう作成し速やかに管理者に提出しなければならない。

## 21 第21条 基本調査

3 戸田市から提供される埋設状況等は参考情報にとどまるため、口径や位置等について現地調査や試掘を行ったうえで指定給水装置工事事業者の責任において把握すること。

## 22 第22条 給水装置の設置

給水引込管は1建物、1引込みを原則とする。  
メーター位置は官民境界から、管延長で1.0m以内程度とする。  
指定給水装置工事事業者は、給水引込管が申請者以外の所有地を通過する場合は、管理者と協議を行うこと。

## 24 第23条 給水方式の決定

2 一建物一用途については一給水方式を原則とし、複数の用途を併用する場合は管理者との協議を行うこと。

5 本基準の設計確認協議を必要とする「直結給水」方式とは、3階建て建物への「直結直圧給水」方式と、「直結増圧給水」方式との総称である。

6 (5) 病院や行政機関の庁舎等、災害や配水施設の事故等による水道の断水や水圧変動にかかわらず給水を必要とするもの。

- 48 第24条 計画使用水量の決定  
計画使用水量とは、対象施設等へ給水される水理計算上の水量であり、給水管口径の決定等の基礎となる。  
水理計算において使用する計画使用水量は、次の各号によるものとする。  
(1) 計画瞬時最大水量  
(2) 計画一日使用水量
- 60 第28条 給水装置の分岐  
6(1) 口径25から50は、原則、ステンレス製サドル付分水栓とする。なお、砲金製サドル付分水栓を使用する場合は、犠牲陽極材を取付けること。
- 64 第29条 給水装置の撤去  
給水装置の所有者は、不要となった給水装置を速やかに配水管から切離さなければならない。
- 72 第32条 止水栓等  
止水栓等は、給水装置の改造、修理及びメーター取替並びに使用開始、使用中止その他の目的で給水を停止するために設置するものである。  
2止水栓等は、容易に開閉でき、耐久性があり、かつ、漏水の生じない構造及び材質のものを設置しなければならない。
- 77 第33条 逆止弁  
給水装置においては、メーター又は乙止水栓の二次側に逆止弁を設置すること

- 27 第24条 計画使用水量の決定  
1 計画使用水量とは、対象施設等へ給水される水理計算上の水量であり、給水管口径の決定等の基礎となる。一般に、直結式給水の場合は、同時使用水量（通常、単位として1分当たりの水量： $l/min$ を用いる）から求められ、貯水槽式給水は、一日当たりの使用水量（ $l/日$ ）から求められる。  
(1) 計画同時使用水量  
(2) 計画一日使用水量
- 43 第28条 給水管の分岐  
6(1)  $\Phi 25$ から $\Phi 50$ は、サドル付分水栓から第一止水栓までステンレス製とする。
- 45 第29条 給水装置の撤去  
給水装置の所有者は給水装置撤去工事届出書を速やかに提出し、不要となった給水装置を配水管から切り離すこと。
- 47 第32条 敷地内止水栓  
敷地内止水栓は、給水装置の改造、修繕及びメーター取替並びに使用開始、使用中止また給水停止等の目的で設置するものである。 $\Phi 50$ までのメーターにおいては、官民境界から0.5m以内の位置にステンレス製乙止水栓（ボール式）、 $\Phi 75$ 以上のメーターにおいてはソフトシール仕切弁を設置すること。  
1 止水栓等は容易に開閉でき、耐久性があり、かつ、漏水の生じない構造及び材質のものを設置しなければならない。  
2 止水栓等の据付は維持管理上支障がなくかつ見やすい場所に設置しなければならない。  
3 第一止水栓の据付は、専用の弁ボックス内の中心に設置すること。  
4 第二止水栓として、専用のメーターボックス内におけるメーター一次側に $\Phi 50$ 以下は丙止水栓（ボール式）、 $\Phi 75$ 以上は仕切弁を設置しなければならない。  
5 特に第一止水栓及び $\Phi 75$ 以上のメーターボックスの基礎は、沈下、傾斜等が生じないように堅固に施工しなければならない。
- 47 第33条 逆止弁  
2 3階直結直圧において、パイプシャフト内にメーターを設置する際は、第一止水栓の二次側に逆止弁及び弁筐を設置すること

- 78 第34条 特殊器具等  
指定給水装置工事事業者は、特殊器具等を給水管に直結して設置する場合、給水装置工事計画書に明確に記載し提出すること。  
2指定給水装置工事事業者は、本基準書に記載されていない新たな特殊器具等を設置する場合、事前に管理者と協議すること。

- 90 第36条 貯水槽の容量等

- 93 第37条 貯水槽への給水量制限  
(3) 貯水槽への給水用具である定水位弁又はボールタップ（以下「給水弁」という。）の口径は、給水引込口径より1段落ち以下とする。

- 47 第34条 特殊器具等  
1 指定給水装置工事事業者は、特殊器具等を給水管に直結給水方式で設計し申請する場合は、特殊器具の特性を理解し、管理者に給水装置工事計画書もしくは設計確認協議書に明確に記載し提出すること。  
2 指定給水装置工事事業者は、特殊器具等を設置する場合、事前に管理者と協議を行い、必要とする書類の提出を行うこと。  
(1) 配水管への逆流防止対策を要する器具  
① 第2編第2章第8条の逆流防止対策を誠実に施行すること。  
② 大便器及び汚物流し等のフラッシュバルブ二次側にはバキュームブレーカーを取り付けること。  
③ その他、必要に応じて適切な逆流防止対策を施すこと。  
(2) 所定の水圧及び水量を要する器具  
特殊器具には所定の水圧及び水量を要する器具があるため、主任技術者の責任において、出水不良が発生しないよう水理計算書を作成し、管理者に設計確認協議書の添付資料として提出すること。  
3 管理者に給水装置工事計画書もしくは設計確認協議書を提出するにあたり、申請者は自己の責任において「確約書」を承諾し、給水装置工事主任技術者の責任において水道使用者に対し、特殊器具の特性の周知及びメンテナンスの必要性等の説明を行うこと。  
(1) 必要とする書類  
・承認図  
・認証登録証  
・カタログ  
・確約書

- 51 第36条 受水槽の容量等  
受水槽以降の蛇口までを貯水槽、受水槽そのものを意味する場合は受水槽と呼称を定義し読み替えを行う。

- 51 第37条 受水槽への給水量制限  
(3) 受水槽への給水用具である定水位弁またはボールタップの口径は、給水用具の仕様に応じたものとし、給水引込口径がΦ40以上の場合には、原則として定水位弁を設置すること。

96

## 第38条 貯水槽の付属設備

5 受水槽への給水用具の一次側には、受水槽清掃用及び共用散水用の水栓を、共用メーターを介して設置するものとする。

6 2槽式受水槽に定水位弁を設置して水を流入させる場合は、原則として、1個の定水位弁より受水槽の2槽へ給水するものとする。2個の定水位弁を設置する場合、1個は予備の定水位弁として設置するものとする。

7 受水槽以降の給水方式が加圧送水ポンプ方式の場合で、かつ、受水槽への吐水口径が $\Phi$ 25mm以上の場合は、副弁としての電磁弁又は水位調整可変式ボールタップによる流入制御を標準とする。またその際の電極棒又は可変式ボールタップの設定水位は、日平均使用水量の30分から1時間分を標準として決定するものとする。

105

## 第39条 メーターの基本事項

2口径13mmから150mmまでのメーターは直読メーターとする。

106

## 第40条 メーターの取扱基準

108

## 第41条 メーターの設置基準

51

## 第38条 受水槽の付属設備

5 受水槽への給水用具の一次側には、受水槽清掃用または共用散水用の水栓を、共用メーターを介して設置するものとする。なお、単独メーターから受水槽に給水する場合には、メーターから受水槽の間に直結水栓を取付けること。

6 二層式受水槽に定流量弁を設置して水を流入させる場合は、設置個数や方法について給水用具の仕様に沿ったものとする。

7 受水槽以降の給水方式が加圧送水ポンプ方式の場合で、かつ、受水槽への吐水口径が $\Phi$ 25以上の場合は、副弁としての電磁弁または水位調整可変式ボールタップによる流入制御を標準とする。

10 受水槽の天井、床または周壁は、建物の躯体その他の部分と兼用はせず、6面の保安点検が容易かつ安全にできる構造とする。

11 オーバーフロー管には防虫網を設置すること。

55

## 第39条 メーターの基本事項

削除（デジタルメーター式もあるため）

55

## 第40条 メーターの取扱基準

4 貸与メーターを亡失し、または棄損した場合は、別に定める損害額を弁償しなければならない。

55

## 第41条 メーターの設置基準

1 ⑤ 増改築等、将来計画を考慮し、屋内や駐車車両の下にならないようにすること。

⑥ 塀や門扉の付近に設置する場合は、外部側に設置をすること。

⑦ 駐輪場内への設置は避けること

⑧ 駐車場に設置する場合は、車両の下にならない位置とし、シャッター外に設置すること。

(3) 病院、工場、店舗、飲食店、コンビニエンスストア等、営業中にメーター交換が困難な業種において直結直圧給水とする場合は、メーターバイパスユニットを設置すること。

- 111 第42条 給水装置（新設・改造・修繕）工事申込書等の作成）
- 118 第43条 施工の基本事項
- 120 第44条 施工準備及び掘削  
5（1）道路及び敷地等の掘削は交通の支障のないよう考慮し、工事期間及び日時を遵守するとともに、道路管理者から指示があった場合を除き、1日の作業量のみとして掘り置きはしないこと。  
（2）掘削は所定の断面に従って行い、掘り過ぎ、えぐり掘り等をしないこと。  
（3）掘削は布設する管の土被りが規定の埋設深さとなるように、かつ、床付面は凸凹のないように平坦にすること。  
（4）交通の頻繁な箇所又は、道路管理者若しくは普察署長から指示のあった箇所は、交通量等を考慮し施工すること。  
（5）舗装道路の取壊しは、コンクリートカッター等を使用して切口を垂直にして所定の幅及び長さ切断し、必要箇所以外に影響が生じさせないよう掘削すること。  
（6）人家の軒先に隣接して掘削する場合は、居住者に承諾を得た後、細心の注意を払って処置すること。  
（7）掘削は、既設物に十分注意して施工すること。又、既設構造物に近接した場所の掘削は、これらの基礎を緩めたり、又は危険を及ぼしたりすることのないよう十分な保護工をすること。
- 124 第47条 道路復旧  
（4）本復旧は、仮復旧後の養生期間及び自然転圧期間を4週間以上とり、工期内に施工すること。
- 127 第50条 給水引込工事  
（1）配水管からの給水管の分岐は、1敷地、1引込みを原則とするが、料来的に土地分筆や所有者変更等が見込まれる場合には、1建物に1引込みとすることができることとする。  
（7）サドル付分水栓は、原則として止水部がステンレス製のものを使用する。止水部が鉛レス銅合金製のものを使用する場合は、犠牲陽極材（防食材料）を取付けること。  
（8）口径50mm以下の給水引込管は水道用波状ステンレス鋼管とし、中75mm以上はダクタイル鋳鉄管とすること。  
（9）配水管からの分岐給水装置部においては、防食フィルム又はポリエチレンスリーブで被覆すること。

- 削除（第14条と内容重複のため）
- 57 第42条 施工の基本事項
- 57 第43条 施工準備及び掘削  
5（1）道路及び敷地内の掘削は交通の支障のないよう考慮し、許可された工事期間及び時間帯で行い、原則、即日掘削、即日埋戻しとし、安全対策の有無に関わらず掘り置きはしないこと。  
削除  
（3）住宅地等の近隣を掘削する場合は、居住者に十分な説明を行ったうえで、なるべく騒音や振動を抑制し、細心の注意を払って施工をすること。  
（4）既設埋設物に十分注意して掘削をすること。また、既設構造物に近接した場所の掘削は、これらの基礎を緩めたり、または損傷をさせることのないよう十分な養生をすること。  
（5）掘削影響範囲に既設埋設物がある場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、必要に応じ埋設物の管理者の立会いを求め、十分注意して施工すること。  
削除  
削除
- 58 第46条 道路復旧  
削除
- 60 第49条 給水引込工事  
（1）配水管からの給水管の分岐は、1建物、1引込みを原則とする。  
（7）サドル付分水栓は、原則として止水部がステンレス製のものを使用する。  
（9）サドル付分水栓は防食フィルムで被覆すること。  
（10）穿孔前にサドル分水栓部において0.75MPaで2分間の耐圧試験を行うこと。

141	<u>第54条 敷地内止水栓</u>
143	<u>第56条 安全管理</u>
145	<u>第57条 主任技術者が行う検査</u>
151	<u>第58条 給水装置工事完了検査</u>
154	<u>第59条 給水装置工事記録の保存</u>
155	<u>第60条 給水装置の維持管理</u>

	<u>削除（第32条と内容重複のため）</u>
63	<u>第54条 安全管理</u>
	<u>削除（第58条と内容重複のため）</u>
64	<u>第55条 給水装置工事完了検査</u>
64	<u>第56条 給水装置工事記録の保存</u>
65	<u>第57条 給水装置の維持管理</u>
66	<u>第58条 その他、確認事項</u> <u>この基準に定めるもののほか、必要な事項は協議のうえ管理者が定める。</u>

直結  
1**直結給水装置工事施行基準**

## 第1条 趣旨

この基準は、市内における3階建ての建物への3階直結直圧給水方式及び4階建て以上の建物への直結増圧給水方式における設計及び施工等に関する必要事項を定めるものである。

2 この基準は、一般的な2階建てまでの建物（専用住宅）への直圧給水方式及び貯水槽を介する貯水槽給水方式に関する必要事項を除くものとする。

2

## 第2条 定義

## (3) 直結給水

貯水槽を介することなく、配水管の水圧を直接利用しての3階建て建物へ給水する第1号の「3階直圧給水」及び配水管の水圧の不足分をブースタポンプにて補う第2号の「直結増圧給水」の総称をいう。

6

## 第3条 該当地区

3 直結増圧給水は、配水管の水圧不足分を増圧装置で補う給水方式である。したがって、該当地区は本市の給水区域全域とする。

68

## 第2編

## 第1条 趣旨

この基準は、市内における3階建ての建物への3階直結直圧給水方式及び直結増圧給水方式における設計及び施工等に関する必要事項を定めるものである。

2 この基準は、一般的な2階建てまでの建物（専用住宅及びメーター2個までの二世帯住宅）への直圧給水方式及び貯水槽を介する貯水槽給水方式に関する必要事項を除くものとする。

68

## 第2条 定義

## (3) 直結給水

(1) (2) の総称をいう。

69

## 第3条 該当地区

3 直結増圧給水の該当地区は給水区域全域である。

4 3階直結給水（一般住宅）において、設計水圧を0.2mpaとすることができる。

**第4条 協議等**

申込者は、設計着手前にこの基準に定める事項に対する適否の事前調査を十分に行うため、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

**第6条 建物用途及び配管形態**

2 (1) 1建物につき1給水引込み、1給水方式とする。

ただし、対象建物が複合用途の場合、協議の上、給水方式の併用を認めることとする。

(2) 一戸建て専用住宅及び一戸建て小規模店舗又は事務所付き住宅における最小引込口径は中25mm以上とする。

(3) 一戸建て専用住宅及び共同住宅においてヘッダー工法を採用する場合、ヘッダー以降二次側の1分岐管からは1栓とする。また、給湯器への分岐は認めないものとする。

(4) 共同住宅、小規模店舗ビル、小規模事務所ビル等の場合は、1階（直結増圧給水の場合は、増圧装置より一次側）に直圧共用水栓を設けることとする。

(5) 最大引込口径については、配水管への水圧及び水量等の影響を考慮し・75mmまでとする。また、直結給水における引込管口径は、配水管口径より2段落ち以下とする。

(6) 共同住宅、小規模店舗ビル及び小規模事務所ビル等において、対象とする建物の高さは15階建て程度までとする。

(7) 店舗の営業形態から断水対応が困難な場合は、メーターバイパスユニットを設置すること。

**第4条 協議等**

1 申込者は設計の着手前に給水方式、取出口径、メーター口径について協議を行わなければならない。

**第6条 建物用途及び配管形態**

2 (1) 1建物につき1給水引込み、1給水方式とする

ただし対象建物が複合用途の場合、協議の上で1用途1給水方式の併用を認めることとする（貯水槽給水と直結増圧給水の併用を除く）。

(2) 一戸建て専用住宅及び一戸建て小規模店舗又は事務所付き住宅における最小引込口径はΦ25、またメーター口径はΦ20以上とする。

削除（独自ルールのため）

(3) 共同住宅、小規模店舗ビル、小規模事務所ビル等の場合は、1階（直結増圧給水の場合は、増圧装置より一次側）に直圧共用水栓を設けるものとする。

(4) 共同住宅、小規模店舗ビル及び小規模事務所ビル等において、最大引込口径については、配水管への水圧及び水量等の影響を考慮しΦ75までとする。また、直結給水における引込管口径は、配水管口径より二口径以上小さくするものとする。

(5) 共同住宅、小規模店舗ビル及び小規模事務所ビル等において、対象とする建物の高さは15階建て程度までとする。

(6) 単独メーターの共同住宅や、店舗の営業形態から断水対応が困難な場合は、メーターバイパスユニット（逆止弁付き）を設置すること。

(7) 共同住宅、小規模店舗ビル及び小規模事務所ビルにおいて、立管は同口径とし管頂部に吸排気弁を設置すること（3階直結直圧における地置きメーターを除く）。

直結  
18

**第7条 増圧装置**

(2) ブースタポンプの一次・二次側には、仕切弁を設置すること。

(3) ブースタポンプの一次側に、減圧式逆流防止器を設けること。

(9) 増圧装置の設置については、次に掲げるとおりとする。

① 原則として、1宅地1引込みに対して1台設置すること。

3 増圧装置における減圧式逆流防止器の定期点検実施後は、減圧式逆流防止器定期点検報告書（第8号様式）により管理者に報告しなければならない。

24

**第8条 給水装置の逆流防止対策**

第8条直結給水の逆流防止対策は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 給水立管における各階分岐位置及び同一口径による対策

34

**第10条 特殊器具の制約**

36

**第11条 水栓の高さ**

直結給水を実施する対象建物の水栓の高さは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 3階直圧給水該地点の道路面より9.0mまでの水栓とする。

70

**第7条 増圧装置**

(2) ブースタポンプの一次側・二次側の両方に仕切弁が設置されていること。

(3) ブースタポンプの一次側・二次側どちらかに、減圧式逆流防止器を設置すること。

(9) 増圧装置の設置については、次に掲げるとおりとする。

① 原則として、一建物一引込みに対して1台設置すること。

削除（行っていない）

71

**第8条 給水装置の逆流防止対策**

直結給水の逆流防止対策は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 給水立管における各階分岐位置及び適正口径による対策。

削除（第一編34条と内容重複のため）

72

**第10条 水栓の高さ**

直結給水を実施する対象建物の水栓の高さは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 3階直結給水 建物階数に関わらず水栓の最高位が配水管の管頂から5.5m～9.0m程度の場合を3階直結給水とみなし、水理計算において満足する設計とする。

**第11条 配管上の留意事項**

1 立ち上がり管ごとに系統バルブを設置すること。

2 立ち上がり管の最上部には吸排気弁を設置すること。

直結

37

第12条 実施条件及び通知書

- (1) 建物の用途が第6条第1項に規定する用途であること。  
 (2) 給水装置の配管形態が第6条第2項に規定する形態であること。  
 (3) 逆流防止器を含む増圧装置の逆流防止対策等は、第7条及び第8条に規定する要件を満たすこと。  
 (4) 給水引込管の口径は、第9条に規定する口径であること。  
 (5) 制約を受ける特殊器具については、第10条に規定する適切な対処がなされていること。  
 (6) 水栓の高さは第11条に規定する範囲内であること。

3 (2) 水理計算書には、各区間の流量、流速、管種、口径、延長、動水配及び区間損失等が明記されているか。

39

第13条 給水装置の設計

- (1) 申請地の設計水圧は、第3条のとおり実測した水圧データを基に管理者が提示するものとする。

55

第14条 貯水槽給水からの改造

- (2) 既設配管において更生工事を施工した履歴がある場合詳細は、給水装置の切替手続通知によるものとする。  
 (3) 既設高架水槽以降二次側の配管と新たに設ける直結給水以降の配管との接続はできる限り低い位置とし、配管の最上部には必ず吸排気弁を設置すること。  
 2 その他、直結給水の協議時には、既設給水設備調査報告書（第5号様式）及び直結給水切替に関する確認書（第6号様式）を管理者に提出しなければならない。

64

第16条 給水装置工事記録の保存

65

第17条 給水装置の維持管理

66

第18条 その他、確認事項

72

第12条 実施条件及び通知書

- 1 (1) 建物の用途が第2編第6条第1項に規定する用途であること。  
 (2) 給水装置の配管形態が第2編第6条第2項に規定する形態であること。  
 (3) 逆流防止器を含む増圧装置の逆流防止対策等は、第2編第8条に規定する要件を満たすこと。  
 (4) 給水引込管の口径は、第2編第9条に規定する口径であること。  
 (5) 制約を受ける特殊器具については、第1編第34条に規定する適切な対処がなされていること。  
 (6) 水栓の高さは第2編第10条に規定する範囲内であること。

3 (2) 水理計算書には直結直圧は最も給水条件の不利な給水栓まで、直結増圧は増圧装置までの各区間の流量、流速、管種、口径、延長、動水勾配及び区間損失等が明記されているか。

73

第13条 給水装置の設計

- (1) 申請地の設計水圧は、第2編第3条のとおり実測した水圧データを基に管理者が提示するものとする。

74

第14条 貯水槽給水からの改造

- 1 (2) 管更生工事の経歴の有無及び、更生工事があった場合はライニング塗料及び工法の調査を行うこと。  
 (3) 既設高架水槽以降二次側の配管と新たに設ける直結給水以降の配管との接続はできる限り低い位置とし、配管の最上部には必ず吸排気弁を設置すること。  
 2 その他、直結給水の協議時には、既設給水設備調査報告書（第5号様式）及び直結給水切替に関する確認書（第6号様式）を管理者に提出しなければならない。

削除（第56条と内容重複のため）

削除（第57条と内容重複のため）

76

第16条 その他、確認事項

77

様式等追加